

ヒアリングの実施について

令和4年6月20日

港湾漁港整備課

港湾振興課

1 日時・場所

(1) 日時

令和4年7月11日(月)

(2) ヒアリング実施場所；県庁北館5階収用委員会室

控室；県庁北館2階港湾漁港整備課横大会議室

2 概要

(1) スケジュール

9時00分～(終了はヒアリング参加者数による)

各社のヒアリングは9時30分から開始することとし、詳細についてはヒアリング参加者へ個別に通知する。

(2) ヒアリングの概要

ア 1者あたりのヒアリング時間(プレゼン及び質疑応答)は次のとおりとする。

1者あたりのヒアリング時間	内訳
25分	プレゼン10分, 質疑15分

※ プレゼンの途中でも、時間経過で終了とする。

※ 質疑は、時間を超えて新たな質問はしないものとする。

イ ヒアリング参加者は、開始時間の15分前に控室(県庁北館2階港湾漁港整備課横大会議室)に入室するものとする。

ウ ヒアリング順は、事務局(港湾漁港整備課)で決定する。

エ 1者あたりのヒアリング参加者は4人以内とし、配置予定の監理技術者(主任技術者)は原則として出席すること。

オ ヒアリングにおける説明及び質疑応答は、提出された資料のみで行うこと。追加資料(データ)の配布や利用は認めない。

カ ヒアリング参加者からは、選定委員会又は事務局(港湾漁港整備課)に対する質問は受けない。

キ 説明に際して、事務局で準備するスクリーンやプロジェクターを使用し、各者で用意したパソコン(パワーポイント等)により説明することは認める。なお、事務局で準備する白板を使用して、説明の補足をすることも可能とする。

ク ヒアリング会場から途中退出したヒアリング参加者は、再びヒアリング会場に入場することはできない。

ケ ヒアリング会場においては、携帯電話等の無線通信機器は使用できない。

コ ヒアリング参加者は、ヒアリング状況を録画あるいは録音をしてはならない。

サ ヒアリング中は、社名を名乗る等、説明者の所属がわかるような行為は禁止する。

シ 社名のネームタグが入ったものや、「き章」、「社章」などは身に付けない。

ス 技術提案書及び資料には、提出者名の記載は行わない。

3 ヒアリングの傍聴

- (1) ヒアリングは公開で行う。
- (2) ヒアリング参加者が他の参加者のヒアリングを傍聴することは不可とし、ヒアリング参加者と傍聴者がヒアリング実施中（9時30分～終了まで）に接触することも禁止する（接触が確認された場合は、失格とする。）
- (3) 傍聴受付は当日、控室で先着順に行い、定員を超えた時点で締め切る。
- (4) 傍聴者は、住所及び氏名を名簿へ記載する。